労務協会からのお知らせ

発行：中小企業福祉労務協会
静岡市清水区押切 782-4　054-345-1056

「リスクアセスメント」について

平成 18 年 4 月より安全衛生法が改正され、「リスクアセスメント」の実施が努力義務化されました。できるところから取り組んでいきましょう。

１．「リスクアセスメント」とは？

危険な作業等（リスク）を特定し、危険度の大きさを見積もり（アセスメント）、大きいものから優先的に対策を実施する労働災害防止活動です。

２．リスクアセスメントの進め方

手順	具体例
(1)情報の入手、危険性又は有害性の特定	・作業手順書、機械の取扱説明書、発注者からの情報などの情報を入手する。 ・作業手順書などをもとに危険性・有害性について労働災害に至る流れを想定しながら特定する。
(2)リスクの見積もり	①リスクが発生する頻度は？（頻度） ②リスクが発生したとき負傷する可能性は？（可能性） ③ケガの程度は？（重篤度） →リスクポイント＝①＋②＋③
(3)リスク低減措置の検討および対策の実施	リスクの優先度が高いものから、リスクの除去・低減のための検討とその措置(対策)を実施する。
(4)実施状況の記録と見直し	・実施した結果を記録・保存する。 ・実施したリスクアセスメントの基準等の見直しを行う。

３．リスクアセスメントの目的と効果

（目的）

職場のみんなが参加して、職場にあるリスクとそれに対する対策の実情を知って、災害に至る危険性と有害性を事前にできるだけ取り除いて、労働災害が生じないような安全・快適な職場にすることです。

（効果）

①職場のリスクが明確になります。
②職場のリスクに対する認識を管理者を含め、職場全体で共有できます。
③安全対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。
④残されたリスクについて「守るべき決め事」の理由が明確になります。
⑤職場全体が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります。

４．厚生労働省のホームページに関連資料が公開されています。

作業・機械ごとのリスクアセスメントの事例が資料として公開されています。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html

（編集後記）最近「クロスバイク」という自転車を買いました。猛暑の中、自宅から焼津まで 50km 超の単独ツーリングに行ってきました。宇津ノ谷峠の「明治トンネル」を通ったり、大崩の海上橋を渡ったり。ちょっとした「冒険気分」を味わうことができました。（一ノ宮　俊人）